

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

XI 労働組合と平和・社会運動

3 世界大会準備委員会をめぐる紛糾

恒常的組織結成をめぐる

八三年九月一四日、世界大会総括会議の第七回運営委員会の席上、市民団体代表などから恒常的組織体制結成の提案があり、これに応じて九月一九日の作業部会は「原水爆禁止運動連絡委員会」設置を満場一致で確認した。しかし、九月二六日第四回準備委員会では原水協、平和委などが、過渡的・経過的組織である準備委員会の恒常化はかえって七七年の「五・一九合意」による本来の統一組織の形成を遅らせ、分裂状態を固定化させるなどの意見が強く、「機関で合意が得られない」と撤回を要求。結局、恒常的組織の結成は見送られることとなった。

六・二四反トマホークデーをめぐる

八四年世界大会準備委は三月三〇日に発足したが、四月一九日に開かれたその第一回運営委員会の席上、六月中に反トマホークの行動に取り組むことが総評によって提案された。五月八日の第二回運営委員会は準備委員会主催の「反トマホーク集会」開催で一致し、具体的日程や要綱を作業部会に一任した。しかし、原水協全国理事会はこの問題で意見が一致せず、五月一九日の作業部会でも保留の態度を表明。結局、五月二八日の運営委員会で、六月二四日を反トマホークデーとし、準備委員会は主催ではなく提唱することとなり、これに応じて各団体が自主的に取り組むものとされた。原水協側は提唱にも異議を唱え、六・二四反トマホークデーは、原水禁・総評と市民団体のみの取り組みとなった。

団体旗自粛問題の経過

83平和大行進は再統一以来初めて世界大会準備委員会の主催となり、総評もこれに参加した。ところが、行進の途中、総評・県評が統一労組懇の旗の参加を問題として一定の混乱が生じ、作業部会は、一時的措置として「準備委員会構成団体以外の旗を掲げてはならない」ことを確認するという経過があった。八四年の準備委員会でもこの問題が再び浮上し、平和行進の実施要綱をめぐる対立が激化した。事態の打開をはかろうとした市民団体は、四月二五日、協・平和委員会側と禁・総評側の両者に調停案を示し、四月二六日、協・平和委員会側は「自粛は禁止や規制を意味しない」ことを確認しつつ、一部条件つきで、これを受諾。その内容は五月八日の運営委員会の席上、「口頭合意」として平和行進実施要綱とともに満場一致確認された。ところが、五月一八日の平和行進出発に際して総評などが「団体旗の自粛」を強く要請し、事実上「規制」の動きを示した。このため原水協側の反発は強まったが、さらにそのうえ総評の指導文書第四二九号が「原水協グループは別団体として区別し、一定の距離を開けて整理する」ことを明記したため、両者の対立はいっそう激化した。こうして、五月三一日、原水協等の参加する国民平和行進実行委員会や平和委員会は「口頭合意」の破棄を通告するにいたった。

【84平和大行進・東京→広島→長崎実施要綱(部分)】

1 スローガン(略)

2 日程及びコース(略)

3 主催 原水爆禁止一九八四年世界大会準備委員会

4 平和行進のすすめ方

- (1) 五月一八日出発式、一九日・二〇日東京での小集会をもつ。長崎でも出発集会をもつ。
- (2) 準備委員会のリレーする横断幕・桃太郎旗については、準備委員会が用意したものを使用する。
- (3) 宣伝カーは、各県で協議の上必要に応じて先導者と随伴車を配置する。先導車、随伴車は、いずれも準備委員会が用意した横断幕ならびに同様の横断幕を使用する。

(4) 各参加者・団体の参加形態については、平和行進の目的を達成するに相応しい創意工夫をこらしたものとし、同時に広範な市民の参加を得やすい雰囲気をつくり出すため、相互理解の精神に立ち、十分な配慮を払ったものとする。

(中略)

(9) 政党名を表示した参加は厳に慎むこと。

(以下略)

【総評発第四二九号「83平和大行進のご協力をお願い」(部分)】

経過——四月九日の運営委員会、四月一八日の作業部会(主要な運営委員で構成)で日程等の実施要綱について議論を行ないましたが結論をえるにいたりませんでした。この結果、市民団体(地婦連、日生協、日青協等)より各団体を訪れ次の提案が各団体にありました。

(1) 出発日は五月一八日とする

(2) お互いに団体旗は自粛することとし、それぞれの加盟団体はその所属する団体、地域に責任を持って指導する。

この提案を、総評、原水禁、中連、新産別、護憲連合、原水協、平和委員会、宗教NGO、市民団体なども世界大会成功のため承認いたしました。

この経過をふまえ五月八日運営委員会を開催し、つぎのような決定となりました。

(1) 別紙実施要綱にしたがって平和行進を実施する。

(2) ただし、実施要綱の4—(4)については市民団体の上記提案(2)を口頭確認することで了解し、決定いたしました。

出発点の状況——世界大会準備委員会の代表は関係団体(原水協、平和委員会)に対し再三にわたり、自粛を要請するとともに説得に最大の努力をおこなったが、同団体代表は「団体旗自粛などということは、きめていないし、自由である」と、準備委員会と真っ向から対立する主張を行ないました。

このため、出発時点において準備委員会は緊急措置として、民主的な申し合せ事項に反する団体は主催団体である準備委員会とは別団体として一定距離をおくことを通告し実施しました。

前記不祥事態に対し、準備委員会は緊急に作業部会を開催し協議を行ない、原水協の代表が参加した上で、次の二点を満場一致で確認しました。

(1) 世界大会準備委員会の二項目の合意を再確認をし、多くの市民が参加できる行進とする。そのため各地方は出発にさいし二項目の趣旨を呼びかける。

(2) 準備委員会の一一項目の合意事項に違反する部隊(原水協グループ)は別団体として準備委員会とは区別し、一定の距離を開けて整理する。総評はこの経過をふまえ、準備委員会加盟団体として準備委員会の決定にもとづき二日次の実施要綱を確認し、各単産、県評に連絡することにいたしました。

記

一 (略)

二 準備委員会は一部政党及び団体の大衆運動への不当な介入をはじめ、原水協の態度は準備委員会に対する挑戦とうけとめ、断固とした態度をとる。

三 各県での行進については各県評は次のようにする。

(1)(2)(略)

(3) 原水協が準備委員会の決定を無視し、団体旗をかかげるかぎり、原水協グループは準備委員会の平和行進とは別のものとして位置づけ毅然たる態度にでる。

(4)(略)

(全文は「総評第七一回定期大会各局報告書」)

【通告(全文)】

一、一九八四年原水爆禁止国民平和大行進中央実行委員会は、団体旗(政党旗をふくむ)について、いかなる規制、自粛要求にも拘束されない。

団体旗は自由である。

一、国民平和大行進中央実行委員会は、「団体旗〃自粛〃の口頭合意」を破棄することを通告する。したがって、原水爆禁止一九八四年世界大会準備委員会主催の「84平和大行進実施要綱」の4の(4)項および(9)項は無効であり、拘束されないことを通告する。

一九八四年五月三十一日

一九八四年原水爆禁止国民平和大行進中央実行委員会

(『原水協通信』六月六日付)

平和委員会と原水協選出の準備委員会代表委員の交代

平和委員会選出八四年世界大会の準備委員会代表委員である森賢一平和委事務局長は平和委員会大会の開かれる前日に辞意を表明し、翌日にかけて長谷川代表理事、小笠原会長も辞任することになった。六月二～三日の大会は三役を選出できず、六月九～一〇日の第二回全国理事会で会長空席、福山秀夫理事長、宇藤義隆事務局長を選出したため、平和委員会からの準備委員会への代表委員と運営委員はこの二人に交代することになった。

他方、原水協も、六月二八日の全国理事会で代表委員制を廃止して吉田嘉清代表理事を個人理事に格下げしたため、世界大会準備委員会への代表委員と運営委員は、草野・吉田両氏から金子毅代表理事と赤松宏一事務局長に交代することになった。

平和委員会と原水協の内部でこのような人事変更がなされたのは、(1)「連絡委員会」設置問題、(2)「反トマホーク集会」開催問題、(3)「団体旗自粛」問題などで「世界大会準備委員会の運営委員として日本原水協の方針を正しく準備委員会に反映させるとともに、口頭合意破棄を実践すべきであったのに行なわなかった責任が問われ」(原水協全国理事会での赤松事務局長の報告『原水協通信』八四年七月六日付)たためとされている。

なお、平和委員会大会は会員にたいして、原水協理事会は国民にたいして、この間の事情を説明した訴えをそれぞれ発表している。

【原水爆禁止運動の真の前進をめざし日本原水協は国民の皆さんに訴えます(部分)】

……略

一九六三年に原水爆禁止運動の分裂をひきおこし、さらに一九七七年に日本原水協に国民的大統一組織の実現を一度は約束しておきながらそれをまもらなかった総評や「原水禁」などは、最近、平和行進から統一労組懇の排除をねらって団体旗の禁止をおしつけようとしたり、自分たちの特定の行事を原水爆禁止世界大会準備委員会にもちこみ、おしつけようとするなどその策動は目にあまるものがあります。

こうした策動は、真に広範な国民の平和のエネルギーの結集と、原水爆禁止運動の前進にまったく逆行するものであり、結局は、分裂問題の解決を棚上げにするばかりか、安保条約や自衛隊を事実上容認する総評指導部の右傾化の深まりを考えると、原水爆禁止運動をその認める範囲内のものに根本的に変質させる危険を感じさせるものです。

これは、いかに「統一」とか「共同行動」とかのベールをかぶせようと、原水爆禁止運動の真の統一に反するものです。

日本原水協第五三回全国理事会は、原水爆禁止運動の統一のため、機関がとりきめた方針をまもらず、それに反して総評などと折衝にあたり、分裂を固定化する路線に追随した代表の責任を明らかにするとともに、今後、ふたたびあやまちをくりかえさせないための、日本の原水爆禁止運動の本流として国民のみなさんへの責任を果たすことができる新しい執行体制を確立しました。

一部マスコミが「混迷と対立の深まり」などと事実を歪めた報道をおこなったため、国民のみなさんにいろいろご心配をおかけしましたが、史上最高の出席者によって成立した日本原水協第五三回全国理事会は、積極的な徹底的な討論を通じてこれまでよりいっそう強固に団結し、前進をはじめました。

……(略)……

私たちが求めるのは、分裂を固定化するみせかけの統一ではなく、真の国民的統一です。
……(以下略)……

(全文は『原水協通信』七月六日付)

【全会員への訴え(部分)】

……(略)……

二日間にわたる討議を通じて、原水爆禁止運動の統一について、組織的大統一を確認した一九七七年の合意の実現を総評などがたな上げしたまま今日にいたり、その上に「原水爆禁止運動連絡会」といった「恒常組織」をつくるのは、分裂の固定化を容認するものであり、運動の変質に導くものであることが明らかにされました。そうして真の統一が実現されていない状況のもとで、六月二十四日の反トマホークデーを世界大会準備委員会が提唱することは、「原水禁」の「つみかさね共同行動」論の容認であり、賛成できないことが明らかにされました。

また平和行進における団体旗自粛問題について、大衆運動のなかでのとりきめは一点のあいまいさもあってはならないこと、一九五八年に平和行進をはじめてからずっと自由であった団体旗を、ここにいたって自粛し掲げるなど総評が要求し、原水協加盟団体の排除まで全国に指示しているのは、運動を彼らの許容する枠内に押しこめ、変質をはかるものであり、運動の基本路線にかかわる重大問題であって、これに対する対応にはいささかもあいまいさや甘えがあってはならないことが明らかにされました。

さらに理事会は、機関の集団的責任について討議を深めるとともに、そのなかでの個人の責任についても深く討議し、あやまりを認めて責任をとった森賢一前事務局長の辞意表明と、これに関連して出された小笠原英三郎前会長ならびに長谷川正安前理事長の辞意表明を承認し、その後任については、会長は当分空席とし、理事長に福山秀夫、事務局長に宇藤義隆の両氏を選出しました。

……(以下略)……

原水協代表交代をめぐる紛糾

八四年八月一〇日に開かれた世界大会準備委員会第六回運営委員会に、原水協の役職を解かれた草野・吉田両氏が出席し、「全国理事会は違法で、決定は無効だ」と主張した。これにたいし、新たに代表委員、運営委員として原水協から選出されて出席した金子、赤松両氏は、代表はすでに交代したとして厳しく抗議。会議は結論が出ないまま散会し、一三日に開かれた運営委員会でも事態の打開ははかられなかった。このままでは、統一した世界大会の開催が不可能になるという緊迫した状況の下で、七月二〇日に開かれた運営委員会の席上、中野好夫代表委員が草野・吉田両氏から代表委員、運営委員の辞任届が出されている旨報告があり、原水協の代表交代問題によりやく決着がつけられた。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
